

島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱

(通則)

1. 医療提供体制設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

3. この補助金は、次の事業（以下、「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。

- (1) 休日夜間急患センター設備整備事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する休日夜間急患センター設備整備事業

- (2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

- (3) 救命救急センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する救命救急センター設備整備事業

- (4) 小児医療施設設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する小児医療施設設備整備事業

- (5) 周産期医療施設設備整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期医療施設設備整備事業

- (6) 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

- (7) 地域災害拠点病院設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する地域災害拠点病院設備整備事業

- (8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

- (9) 院内感染対策設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

- (10) NBC災害・テロ対策設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施するNBC災害・テロ対策設備整備事業

(11) H L A検査センター設備整備事業

平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「H L A検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するH L A検査センター設備整備事業

(12) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業

(補助事業者)

4. 県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下、「補助事業者」という。）とする。

日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会等（以下、「公的団体」という。）及び医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は第2項に規定する特定地方独立行政法人並びに公的団体を除く。以下、「民間事業者」という。）

(交付額の算定方法)

5. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、別表1の第1欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 交付対象事業のうち、3の(1)及び(3)から(12)に掲げる事業

ア 別表1の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 交付対象事業のうち、3の(2)に掲げる事業

① 市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業

ア 別表1の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

② ①以外の事業

上記(1)による。

別表1

1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1)人口10万人以上の場合 1か所当たり 4,400千円 (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては、11,000千円)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	3分の2

		を限度とする。) (2)人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 1 か所当たり 3,300 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては、8,250 千円を限度とする。)		
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の (1) から (3) により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器 ((2) 及び (3) に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 22,000 千円 (ただし、特別に必要な場合は、110,000 千円を限度とする。) (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 6,285 千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 6,285 千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の購入費	3 分の 2
	心電図受信装置	1 か所当たり 2,774 千円	心電図受信装置の購入費	
(3) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	次の (1) から (5) により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器 ((2) から (5) に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 256,300 千円 (ただし、30 床未満の場合は、1 床あたり 8,470 千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1 か所あたり 44,000 千円を加算することができる。) (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 (3) 脳卒中専用医療機器	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	3 分の 2

		1 か所当たり 62,856 千円 (4)小児救急専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 (5)重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円		
	ドクターカー	1 か所当たり 58,737 千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	4 分の 3
	心電図受信装置	1 か所当たり 2,774 千円	心電図受信装置の購入費	3 分の 2
	無線装置	1 か所当たり 1,100 千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第 6 により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
(4) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 26,400 千円 (新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,900 千円に新生児集中治療管理病床 1 床当たり 1,650 千円を加算した額とする。 ただし、16,500 千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の購入費	3 分の 2
(5) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 31,975 千円	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の購入費	3 分の 2
	ドクターカー	1 か所当たり 32,039 千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	
(6) 共同利用施設設備整備事業	共同利用高額医療機器	1 か所当たり 220,000 千円	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3 分の 2
			共同利用施設として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3 分の 1

(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 19,224 千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3 分の 2
(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置	1 か所当たり (1) 多人数用 14,080 千円 (2) 単身用 7,150 千円	人工腎臓装置の購入費	3 分の 1
(9) 院内感染対策設備整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1 か所当たり (1) 50 床未満 1,066 千円 (2) 50 床以上 100 床未満 1,386 千円 (3) 100 床以上 200 床未満 2,243 千円 (4) 200 床以上 300 床未満 3,416 千円 (5) 300 床以上 4,590 千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	3 分の 2
(10) N B C 災害・テロ対策設備整備事業	N B C 災害・テロ対策用医療機器等	1 か所当たり 33,762 千円	N B C 災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	2 分の 2
(11) H L A 検査センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 22,000 千円	組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費	2 分の 1
(12) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 19,224 千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費	3 分の 1
	緊急車両	1 か所当たり 31,685 千円	緊急車両（緊急車両に常設する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電気を含む。）の購入費	

(交付額の下限)

6. 交付対象事業について、別表 2 の第 2 欄に定める下限額に満たない場合には、交付額の対象としないものとする。

別表 2

1 事業名	2 下限額
(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	1 品につき 6 6 千円
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業（医療機器に限る）	1 品につき 2 0 0 千円
(3) 救命救急センター設備整備事業（医療機器に限る）	1 品につき 2 0 0 千円
(4) 小児医療施設設備整備事業	1 品につき 2 0 0 千円
(5) 周産期医療施設設備整備事業（医療機器に限る。）	1 品につき 2 0 0 千円
(6) 共同利用施設設備整備事業	1 品につき 2, 0 0 0 千円
(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	1 か所につき 2 0 0 千円
(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1 品につき 1 0 0 千円
(9) 院内感染対策設備整備事業	1 品につき 6 6 千円
(11) H L A 検査センター設備整備事業	1 品につき 1 0 0 千円

（交付の条件）

7. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）県から間接補助金（国から交付される統合補助金を財源の全部又は一部とした県からの補助金をいう。以下同じ。）の交付を受けて行われる事業（以下、「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- （2）間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- （3）間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- （4）間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （6）間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）間接補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- （8）間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 5 0 万円（民間団体にあっては 3 0 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （9）間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 5 0 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙4により速やかに県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (11) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- (12) 県が、交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対して間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付すものとする。

ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更には、県知事の承認を受けなければならない。（それぞれの事業の30%以内の変更（ただし、別表1の5に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表1に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。）は除く。）

イ 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、県知事の承認を受けなければならない。

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、県知事の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙5に準じた様式による調書を作成し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (13) 市町村は、県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金（市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。

- (14) 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに市町村長の承認を受けなければならない。

イ (2) から (11) に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙4」とあるのは「別紙4に準じた様式」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

- (15) (14) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ県知事の承認又は指示を受けなければならない。

- (16) (14) により付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

8. この補助金の交付の申請は、別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに県知事に提出して行うものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

9. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月10日までにを行うものとする。

(概算払)

10. この補助金は、県知事が必要があると認める場合は、概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、県知事に提出して行わなければならない。

なお、8に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たってこの補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

12. 県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(その他)

13. 特別の事情により5、8、9及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（平成19年9月28日医第649号）

1. この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成20年12月1日医第918号）

1. この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
2. 平成19年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成21年8月12日医第525号）

1. この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
2. 平成20年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成22年10月8日医第628号）

1. この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
2. 平成21年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成24年10月15日医第803号）

1. この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
2. 平成23年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成26年8月26日医第628号）

1. この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
2. 平成25年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成27年8月31日医第637号）

1. この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
2. 平成26年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（平成30年7月6日医第461号）

1. この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
2. 平成29年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和元年9月24日医第971号）

1. この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
2. 平成30年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和4年1月18日医第1401号）

1. この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
2. 令和2年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和5年1月31日医第1318号）

1. この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
2. 令和3年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和6年11月21日医第1046号）

1. この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
2. 令和5年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附則（令和7年11月12日医第1068号）

1. この要綱は、令和7年4月1日から適用する。
2. 令和6年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。